

令和6年度東習志野小学校PTA活動報告					
月	日	行事	月	日	行事
4月	11日(木)	入学式出席・写真撮影	1月		
	23日(火)	学級役員選出会(1年生)			
	25日(木)	PTA総会(書面) 新旧会長会	2月	7日(金)	バレーボール委員会
5月	13日(月)	令和6年度市P連定期総会		12日(水)	学区会
	17日(金)	青少年センター理事会、学区会		21日(金)	青少年補導委員 学区一斉補導
	22日(水)	地域委員会		28日(金)	会長会
	27日(月)	合同通学路点検	3月	6日(木)	第3回理事会
	28日(火)	青少年補導委員交付式・補連協総会		13日(木)	学級役員選出会(2～5年生)
	30日(木)	ベルマークだより配布		18日(火)	東習志野小卒業式出席
6月	6日(木)	補連協役員会	・登下校の見守り ・運動会パトロール ・夕方パトロール ・学区内パトロール ・ベルマーク集計		
	8日(土)	運動会協力・パトロール、写真撮影			
	11日(火)	青少年センター連絡会、理事会、学区会			
	20日(木)	会費集金日			
7月	3日(水)	市内バレーボール審判講習会			
	4日(木)	第1回理事会			
	11日(木)	広報わかどり配布			
	18日(木)	市内競技委員会			
	20日(土)	夏季特別補導			
	31日(水)	学区一斉補導			
8月	28日(水)	会長座談会			
9月	5日(木)	市内競技委員会			
	10日(火)	市内バレーボール大会			
	12日(木)	鹿野山少年自然の家視察研修会			
	18日(水)	市内バレーボール大会			
10月	3日(木)	第2回理事会			
	4日(金)	バレーボール習八大会			
	31日(木)	バレーボール県大会			
11月	12日(火)	会計中間監査			
	14日(木)	バレーボール市内親善大会			
	27日(水)	会長座談会			
	28日(木)	次年度執行部選出抽選会			
12月					

令和6年度東習志野小学校PTA決算報告

収入の部

(単位:円)

項目	予算額	決算額		摘要
前年度繰越金	891,112	891,112		
PTA会費	2,401,200	2,135,600		
利息		489		
合計	3,292,312	3,027,201		

支出の部

(単位:円)

項目		予算額	決算額	残金	摘要
運営費	諸会議費	20,000	0	20,000	
	需用費	350,000	247,111	102,889	消耗品・各種保守代・修理代
	リース費	300,000	75,204	224,796	リース費用
	交通通信費	200,000	177,214	22,786	
	ベルマーク	10,000	3,298	6,702	郵送代
	広報	200,000	32,490	167,510	広報誌発行費
	小計(1)	1,080,000	535,317	544,683	
活動費	地域委員会	10,000	1,350	8,650	活動費
	バレーボール委員会	50,000	24,312	25,688	活動費
	行事費	30,000	0	30,000	運動会・芸術鑑賞補助
	渉外費	50,000	9,500	40,500	市P連研修参加費等
	学級活動費	300,000	284,800	15,200	各学年活動補助費(400円／人)
	環境美化費	100,000	100,000	0	環境整備
	教育助成費	530,000	530,000	0	児童学習支援・消耗品
	部活動助成費	150,000	150,000	0	部活動支援
	厚生費	220,000	137,532	82,468	PTA保険・慶弔費・転出する先生への記念品
	小計(2)	1,440,000	1,237,494	202,506	
PTA連絡協議会費		80,000	62,340	17,660	市P連会費(@100円／会員)等
周年行事積立金		50,000	50,000	0	周年記念事業に向けて積立
事務機器積立金		20,000	20,000	0	PTA活動目的用事務機器購入費
PTA活動事業費		200,000	200,000	0	
予備費		422,312	0	422,312	
小計(3)		772,312	332,340	439,972	
合計(1)＋(2)＋(3)		3,292,312	2,105,151		

収入の部決算額合計

支出の部決算額合計

通帳残高(次年度繰越金)

(単位:円)

3,027,201

—

2,105,151

=

922,050

(*1, *2, *3 の残金はそれぞれ前年度からの繰越金)

PTA活動事業費

(単位:円)

前年度繰越金	本年度積立金	本年度取崩金	利息	残高
924,563	200,000	0	575	1,125,138

※わかどり祭廃止のため、令和6年度までで、年間200,000円の積み立てを廃止
残金の1,125,138円を緊急時の予備費として保管しておく

周年行事にむけての積立金

(単位:円)

前年度繰越金	本年度積立金	本年度取崩金	利息	残高
293,943	50,000	0	177	344,120

事務機器積立金

収入の部

(単位:円)

項目	決算額	摘要
前年度繰越金	332,458	
事務機器積立金	20,000	一般会計より
利息	167	
合計	352,625	

支出の部

(単位:円)

項目	決算額	摘要
書記PC購入代	176,801	
合計	176,801	

収入の部決算額合計

支出の部決算額合計

通帳残高

(単位:円)

352,625

—

176,801

=

175,824

令和7年度東習志野小学校PTA活動計画案					
月	日	行事	月	日	行事
4月	10日(木)	入学式写真撮影	1月	未定	学区内(夕方)パトロール
	23日(水)	市P連新旧会長会		未定	朝の交通パトロール(旗振り)
	下旬	PTA総会(書面)	2月	未定	学区内(夕方)パトロール
	未定	朝の交通パトロール(旗振り)	3月	5日(木)	第3回理事会
	未定	学区内夕方パトロール		未定	学区内(夕方)パトロール
	未定	新旧会長会		未定	東習志野小卒業式出席
	未定			未定	会計監査
5月	12日(月)	令和7年度市P連定期総会	※令和6年度の行事係(予定) ・登下校の見守り ・登下校の見守り学級役員選出 ・運動会パトロール ・蔵書整理		
	未定	運動会写真撮影			
	未定	運動会協力・パトロール			
	未定	合同通学路点検			
	未定	地域委員会			
6月	未定	学区内(夕方)パトロール	※令和6年度の執行部(予定) ・わかどり発行 ・ベルマークだより発行 日時は未定 ・市P連フリートーク		
	26日(木)	会費集金日			
7月	3日(木)	第1回理事会	※この活動計画は、感染症などの影響により、変更する可能性があります。 ※この活動計画は、感染症などの影響により、変更する可能性があります。		
8月					
9月	未定	朝の交通パトロール(旗振り)			
	未定	学区内(夕方)パトロール			
10月	2日(木)	第2回理事会			
	未定	学区内(夕方)パトロール			
11月	未定	学区内(夕方)パトロール			
	未定	会計中間監査			
12月	未定	学区内(夕方)パトロール			
	未定	次年度執行部選出抽選会			

令和7年度東習志野小学校PTA予算（案）

収入の部

（単位：円）

項目	予算額	摘要
前年度繰越金	900,000	
PTA会費	1,620,000	（@250円×540会員×12か月）
合計	2,520,000	

支出の部

（単位：円）

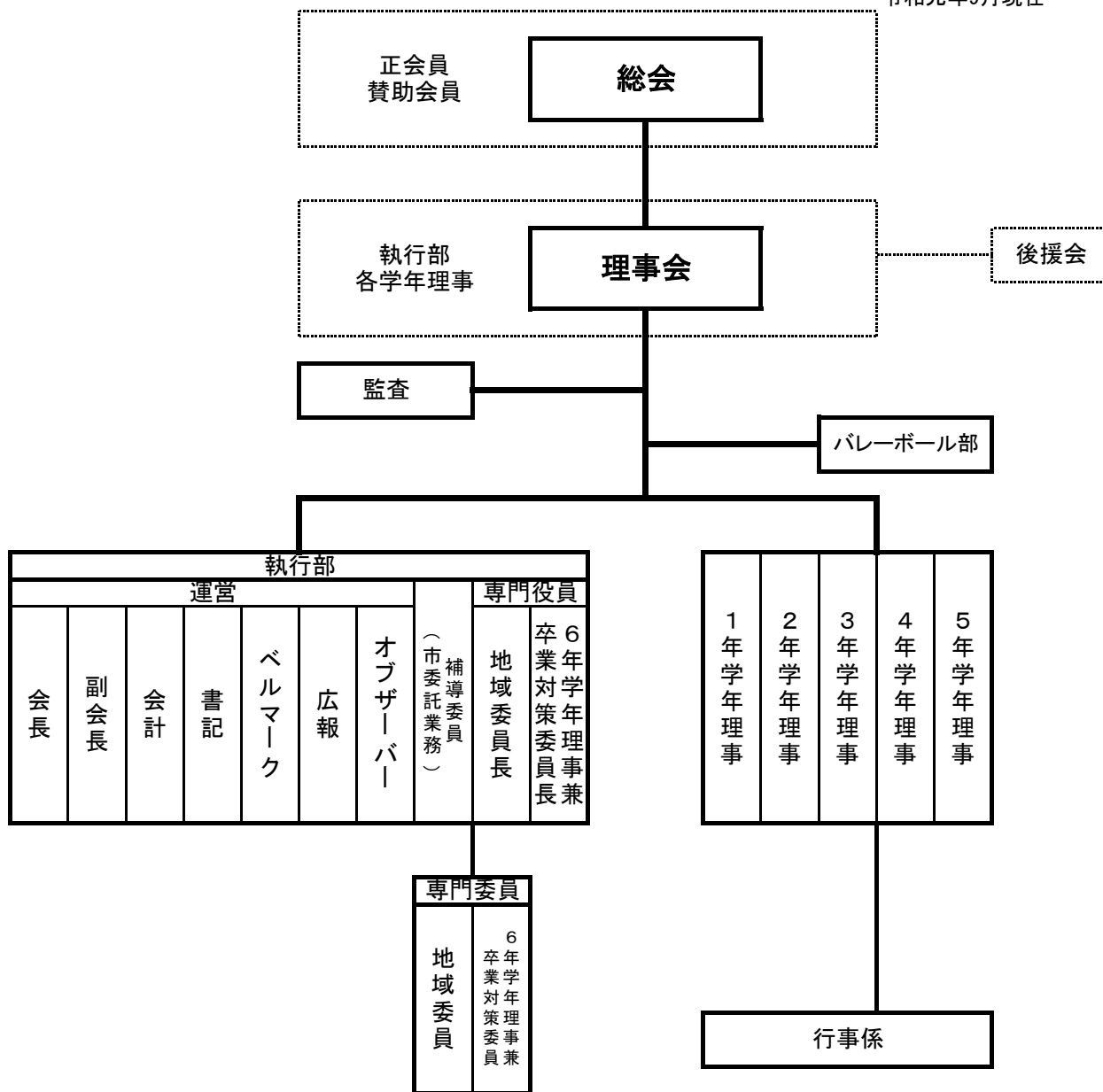
項目	予算額	摘要
運 営 費	諸会議費	0
	需用費	200,000 消耗品・各種保守代・修理代
	リース費	150,000 リース費用
	交通通信費	160,000 交通通信費
	ベルマーク	5,000 郵送代
	広報	40,000 広報誌発行費
	小計（1）	555,000
活 動 費	地域委員会	0
	バレーボール委員会	30,000 活動費
	行事費	0
	渉外費	15,000 市P連研修参加費等
	学級活動費	180,000 各学年活動補助費(300円／人)
	環境美化費	100,000 環境整備
	教育助成費	100,000 児童学習支援・消耗品
	部活動助成費	100,000 部活動支援
	厚生費	140,000 PTA保険・慶弔費・転出する先生への記念品
	小計（2）	665,000
PTA連絡協議会費		55,000 市P連会費（@100円／会員）等
周年行事積立金		50,000 周年記念事業実行委員会に積立
事務機器積立金		20,000 PTA活動目的用事務機器購入費
PTA活動事業費繰越金		0
予備費		1,175,000
小計（3）		1,300,000
合計（1）＋（2）＋（3）		2,520,000

※この予算案は、新型コロナウイルスの影響により、大きく変更する可能性がありますので、ご了承ください。

東習志野小学校

PTA組織図

令和元年9月現在



上記役員に属さないPTA役員は、行事係として活動していただきます。
一家庭につき、1年に1回PTA行事に参加(例:運動会サポートボランティア、ベルマーク集計、蔵書整理)



東習小PTA活動



東習志野小学校PTAは、保護者と教職員を会員（地域の方の賛助会員も可）として、学校と家庭と地域が協力して児童教育の振興を図ることを目的に活動しております。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

★活動内容★

- ① 児童の保護奨励に関する事項
- ② 教育環境整備に関する事項
- ③ 学校経営協力に関する事項
- ④ その他本会の目的達成に関する事項



★PTA組織★

教育の充実に資する要望

（公社）日本PTA全国協議会

↓
千葉県PTA連絡協議会

↓
習志野市PTA連絡協議会

↓
東習志野小学校PTA

【執行部（運営役員・補導委員・専門役員）】

①運営役員の活動

●各会議開催

PTA総会、年3回開催される理事会（学校+執行部+学級理事+各委員長）の準備・実施・議事録作成

●月に数回の定例会議

PTA全体の活動状況の確認

PTAに関するお便りや書類の作成・印刷・配布

学校からの報告

外部団体からの報告

●対外活動

習志野市PTA連絡協議会（以下市P連）への参加

市P連バレーボール委員会への参加

千葉県P連及び市P連研修大会に出席

市P連フリートークに出席

六校連絡協議会への参加

●学校行事のサポート

入学式・卒業式に参列、運動会・周年記念事業お手伝い

●行事係の調整

行事係の管理・調整、担当者の振り分け

●PTA会費の管理

PTA会費の集金・管理・出納

●学年理事長との連絡・調整

学級理事の活動状況把握、学年理事長との連絡・調整

●ベルマーク

ベルマークの回収、集計、発送・ベルマークだより作成など

●広報

学校と協力し、学校行事の撮影・広報誌「わかどり」の発行



②補導委員・専門役員の活動

●補導委員

習志野市教育委員会委嘱事業

街頭パトロール・列車指導、学区会への参加、祭り時のパトロール

●地域委員長・卒業対策委員長

各委員会運営・管理、外部業者との連絡調整

地域パトロール報告会などへの参加、理事会への出席

【学年役員】

●学級理事（全学年）

学級担任と協力し、PTA活動の連絡調整を図る

理事会に出席し、PTA活動に関する必要事項を審議決定する

蔵書整理、登下校パトロール、運動会パトロール

●地域委員（1～3年生）

交通指導・運動会駐輪場誘導・自転車パトロールプレート作成、配布・

地域パトロール

●卒業対策委員（6年生）

卒業アルバム・記念品の集金・決定・購入、卒業式前日準備



【バレーボール部員】

毎週木曜日夜に練習、年数回大会に出場

市P連バレーボール委員会参加

随時部員募集しています



【行事係】

その他（委員以外）の保護者には、一家庭につき年1回程度、行事係としてPTA行事（ベルマーク・テトラパックのご協力、地域パトロールボランティアなど）の参加をお願いしています

習志野市立東習志野小学校PTA会則

第1章 総則

- 第1条 本会は、東習志野小学校PTAと称し、事務局を東習志野小学校内におく。
- 第2条 本会は、学校と家庭及び地域が協力して、児童教育の振興を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するために下記の事業を行う。
1. 児童の保護奨励に関する事項
 2. 教育環境整備に関する事項
 3. 学校経営協力に関する事項
 4. その他本会の目的達成に関する事項
- 第4条 本会は、教育を本旨とする民主的団体として活動するものとする。
- 第5条 本会は、自主独立のものであって他のいかなる個人又は団体などの支持、統制、干渉も受けてはならない。

第2章 会員

- 第6条 本会の会員は次の通りとする。
1. 正会員 児童の保護者及び教職員
 2. 賛助会員 本校の学区内に居住し、理事会で推薦された者

第3章 機関

- 第7条 本会は事業を行うために、次の機関をおく。
1. 総会
 2. 理事会
 3. 執行部会
 4. 委員会
- 第8条 総会は、本会の最高議決機関であって、全会員をもって構成し、定例総会及び臨時総会の2つとする。
- 定例総会は、通常学年始めに開催し次の事項を行う。
1. 前年度の事業及び会計の報告並びに承認に関すること。
 2. 新年度の事業及び予算の審議に関すること。
 3. その他必要事項の報告ないし審議に関すること。
 4. 会則の改正に関すること。
 5. 役員の選出に関すること。
- 臨時総会は、理事会で必要と認めたとき、または会員の5分の1の連署による要請があったときに開催するものとし、所要事項の報告または審議に関することを行う。
- 第9条 総会、理事会は、会長が招集し、会長が議長を指名する。
- 第10条 理事会は、会長・副会長・会計・書記・ベルマーク・広報・補導委員・各専門委員会委員長及び理事で構成し、所要事項を審議決定する。
- 第11条 会議を招集する場合は、会議の招集者は、それぞれの会議の日時・場所・審議事項を文書をもって関係者に配布、回覧、またはその他適宜の方法により事前に関係者に通知するものとする。
- 第12条 各会議における議決は、出席者の過半数をもってする。

ただし、会則の改正は、出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

第13条 執行部及び委員会については、別に細則で定める。

第4章 役員

第14条 本会に次の役員をおく。

- | | | |
|---------------|--------------|-----------------|
| 1. 会長 1名 | 2. 副会長 若干名 | 3. 会計 若干名 |
| 4. 書記 若干名 | 5. ベルマーク 若干名 | 6. 広報 若干名 |
| 7. オブザーバー 若干名 | 8. 補導 2名 | 9. 専門委員会委員長 若干名 |
| 10. 理事 若干名 | 11. 監査 2名 | |

第15条 役員の選出は、別に定める規定により行うものとする。

第16条 役員の任期は、選出された年の定例総会から次の定例総会までとし、再任は妨げない。

補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

第17条 役員の任務は、次の号によるものとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合は、その職務を代行する。
3. 会計は、本会の会計及び付帯業務を行う。
4. 書記は、本会の活動に関する記録及び書類の管理などの事務処理を行う。
5. 専門委員会委員長は、必要に応じて委員会を開催し、それを統括する。
6. 理事は学級担任と協力し、PTA活動の連絡調整を図る。
7. 監査は、毎年1回以上の会計監査を行い、総会で会計監査報告を行う。
8. オブザーバーは、会長・副会長を補佐し、円滑な運営や活動を目指す助言を行う。

第5章 会計

第18条 本会の経費は、会費・寄付金・その他の収入をもって充てる。

第19条 本会の会費は、正会員である会員の一世帯につき月額250円とする。

第20条 本会の会計年度は、4月1日に始まり3月31日に終わる。

第21条 本会の財産目録及び収支決算書は、毎年1回定例総会で報告し、その承諾を得なければならない。

第22条 正会員は、いつでも会計の内容の呈示を要求し、会計簿を閲覧することができる。

付則

この会則は、令和2年4月27日から施行する。

平成10年	4月18日	一部改正	令和2年	4月27日	一部改正
平成20年	4月17日	一部改正	令和7年	3月6日	一部改正
平成30年	4月23日	一部改正			

習志野市立東習志野小学校 P T A 細則

1. 執行部

- (1) 執行部は、会長・副会長・会計・書記・ベルマーク・広報・オブザーバー・補導委員・各専門委員会委員長をもって構成する。
- (2) 執行部は、P T A の庶務及び会計事務を担当する。
- (3) 執行部は、業務の円滑を図るために専任の事務局員をおくことができる。
- (4) 前年度執行部役員は、必要に応じて新年度執行部役員をサポートする。また、業務の運営を円滑に進めるため前年度執行部役員よりオブザーバーを2名以上複数名選出する。オブザーバーは適宜会議などへ出席し前年度からの申送り事項など運営に関する助言を行い新年度執行部役員を積極的に補助する。オブザーバーの任命は前年度執行部役員の互選によるものとする。
- (5) P T A 活動を行うにあたり発生する費用（通信費・交通費）を交通通信費として執行部役員に支給する。

2. 理事会

- (1) 理事会は執行部・理事をもって構成する。
- (2) 議題、細則及び諸規定の改正は、理事会において出席者の過半数の賛成により、可決・改正することができる。
- (3) 理事会は細則及び諸規定を改正した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。

ただし、

執行部から提案された議題、細則及び諸規定の改正については、執行部を除いた出席者の過半数の賛成により、可決・改正されるものとする。

3. 専門委員会

- (1) 専門委員会としては、次の各委員会をおく。
 1. 地域委員会
 2. 卒業対策委員会
- (2) 各専門委員会は、総会及び理事会の決定に基づいて次の事業を行い、必要に応じて委員会を開催する。
 - ① 地域委員会は、学区内における児童の交通安全に関することや児童の生活に関することについて相談及び指導する。
 - ② 卒業対策委員会は、卒業アルバム・卒業記念品・卒業寄贈品の集金・決定・購入、卒業式前日準備などを行う。
- (3) 各専門委員会は、各学級より選出された委員によって構成される。各専門委員会の委員は、互選により副委員長及び記録係を選出する。卒業対策委員会の委員は、6年生学級理事が兼任する。
- (4) 会長は、必要に応じて執行委員会を開催し、相互の連絡・調整を図る。その構成は、執行部・校長・教頭・各学年理事長とする。学年理事長は各理事の互選により選出するものとする。
- (5) 各専門委員会は、必要に応じて顧問をおくことができる。顧問は理事会の審議を経て会長が委嘱する。
- (6) その他必要に応じ、理事会の決議によって臨時委員会をおくことができる。臨時委員会の構成員は理事会の承認を必要とする。

4. 学級会

- (1) 学級会は各クラスの保護者と担任によって構成される。
- (2) 理事と各専門委員は、学級会で活動報告し、また(1)の構成員と協力し学級の諸問題にあたり、学級PTAの円滑な運営を図る。

付則

この細則は、令和4年10月5日から施行する。

昭和63年 4月 1日 一部改正

平成20年 2月25日 一部改正

平成26年 9月22日 一部改正

令和元年 10月10日 一部改正

平成30年 1月17日 一部改正

平成30年 3月 7日 一部改正

平成31年 3月 5日 一部改正

令和4年 10月 5日 一部改正

習志野市立東習志野小学校 P T A 役員選出規定

1. 目的

役員の選出を円滑に行うことを目的とする。

2. 選出方法

(1) 会長

会長は、全会員の中から会長選考委員会において選出するものとする。

会長選考委員会は、校長・P T A 執行部をもって構成し、副会長が委員長となる。

(2) 執行部

会長以外の執行部運営役員・専門役員・補導委員は、全会員の中から下記の方法により選出するものとする。

① 副会長及び書記の各 1 名は教職員とし、その選出は校長に委嘱するものとする。

② 執行部運営役員（①以外）は、新 1 年・新 6 年生を除き学年ごとに 5 名選出するものとする。

③ 地域委員長は、新 2 年・新 3 年生の中から 1 名選出するものとする。

④ 補導委員（1 年目）は、新 4 年・新 5 年生の中から 1 名選出するものとする。

⑤ 卒業対策委員長は、新 6 年生の中から 1 名選出するものとする。

(3) 理事

理事は、各学級の全会員の互選により選出するものとする。

(4) 監査

監査は、正会員で執行部経験者から互選により選出するものとする。監査は他の役員と兼任できない。

ただし、

執行部（運営役員・専門役員・補導委員）の立候補においては、上記の限りではない。

また、新 1 年生については、本校の在校生または卒業生がいる保護者に限り立候補可能とする。

3. 選出辞退の可・不可

(1) 会長・オブザーバー・補導委員・後援会役員（執行部経験者）・監査経験者は、次年度以降の執行部・学年理事長・学級理事・専門委員に選出された場合には永久に辞退することができる。

(2) 執行部運営役員・専門役員・50 周年記念事業実行委員経験者は、次年度以降の執行部に選出された場合には、担当した学年の児童に限り、その児童が卒業するまで辞退することができる。

(3) 執行部運営役員・専門役員・50 周年記念事業実行委員経験者は、次年度以降の学年理事長に選出された場合には永久に辞退することができる。

(4) 執行部運営役員・専門役員経験者は、次年度以降の学級理事・専門委員に選出された場合には、担当した学年の児童に限り、その児童が卒業するまで辞退することができる。

なお、兄弟姉妹（就学児から未就学児）の代に関しては、辞退不可。

ただし 2 巡目が回ってきた場合に限り、辞退することができる。

(5) 50 周年記念事業実行委員経験者は、次年度以降の学級理事・専門委員に選出された場合には、担当した学年

の児童に限り、その児童が卒業するまで辞退することができる。

- (6) 学年理事長経験者は、次年度以降の執行部（運営役員・専門役員・補導委員）に選出された場合には1年間辞退することができる。また、次年度以降の学年理事長・学級理事・専門委員に選出された場合には、担当した学年の児童に限り、その児童が卒業するまで同役職を辞退することができる。

なお兄弟姉妹（就学児から未就学児）の代に関しては、辞退不可。

- (7) 後援会役員（一般公募）は、執行部・学年理事長・学級理事・専門委員に選出された場合には、在籍中に限り辞退することができる。

バレーボール部員は、同部在籍中且つ活動中に限り、同役職を辞退することができる。

ただし、出席日数が足りない場合には、この限りではない。

- (8) 学級理事・地域委員経験者は、次年度以降同役職に選出された場合には、担当した学年の児童に限り、その児童が卒業するまで辞退することができる。

なお兄弟姉妹（就学児から未就学児）の代に関しては、辞退不可。

ただし、

- ① 本規定は、理事会の議を経て改正することができる。
- ② 特別な事情でどうしても活動に参加できないことを申請し、PTA会長が認めた場合は執行部を辞退することができる。
- ③ 各専門委員会委員長や50周年記念事業実行委員などの役員活動と、執行部の両活動を経験した場合には、執行部を2年間活動したとみなし次年度以降の執行部・学年理事長・学級理事・専門委員に選出された場合には永久に辞退することができる。

付則

この規定は、令和6年3月5日から施行する。

平成13年 4月19日 一部改正
平成20年 4月17日 一部改正
平成20年 7月 3日 一部改正
平成21年11月27日 一部改正
平成23年 1月26日 一部改正
平成23年11月30日 一部改正
平成26年11月17日 一部改正
平成27年 3月 9日 一部改正
平成27年11月18日 一部改正

平成28年10月 5日 一部改正
平成29年10月 4日 一部改正
平成30年 3月 7日 一部改正
平成31年 1月15日 一部改正
令和元年 10月10日 一部改正
令和5年 3月 1日 一部改正
令和6年 3月 5日 一部改正

習志野市立東習志野小学校 P T A 厚生費規定

1. 目的

会員が信頼と友情をもって会員相互の親睦を図ることを目的とする。

2. 会計

本厚生費の経費は、P T A 会費より捻出する。

3. 事業

(1) 慶祝

① 教職員の結婚・出産の場合、P T A の名をもって 5, 0 0 0 円をおくる。

② 教職員が特別な荣誉を受けた場合、及び海外渡航（公務）の際は、その都度理事会の承認を得ておくる。

(2) 弔慰及び見舞

① 会員死亡（父母及びこれに代わる保護者）の場合は、P T A の名をもって 1 0, 0 0 0 円をおくる。

（教職員の場合は、理事会に図る。）

② 児童死亡の場合は、前項①に準ずるが、さらに通夜に 1 0, 0 0 0 円程度の供物をおくる。

③ 児童、教職員が病気の為に長期療養 7 日以上入院、またはこれに準ずると認めた場合には、3, 0 0 0 円をおくる。

④ 会員及び教職員が災害を受けた場合、火災による全焼及びそれに類する場合は、1 0, 0 0 0 円をおくる。
その他の場合は、若干の見舞金をおくる。

⑤ その他の災害の場合は、理事会の承認を得ておくる。

(3) 教職員転出、及び退職の場合は、P T A の名をもって記念品を贈る。

(4) P T A 団体保険に加入するものとする。

(5) 上記以外の場合で本会の目的に適合する特別な場合には、理事会の承認を得ておくことができる。

なお、緊急の場合には、会長に一任し事後、理事会の承認を受ける。

付則

1. 本会よりおくる慶弔・見舞に対しては、一切の謝儀は受け付けない。

2. 本規定を変更する場合は、P T A 理事会の承認を得る。

3. 本規定以外に児童に関する慶弔・見舞に対し、該当のクラスで有志から一定の金額を徴収し、おくるか否かは、理事の常識ある判断に任せる。（判断に迷った場合は、執行部と相談のうえ決定する。）

4. この規定は、令和元年 1 0 月 1 0 日から施行する。

平成 1 2 年 4 月 1 5 日 一部改正

令和元年 1 0 月 1 0 日 一部改正

平成 1 7 年 2 月 2 3 日 一部改正

平成 1 9 年 1 1 月 5 日 一部改正